## 議第144号

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年呉市条例第16号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

7 3. 7 1 - 9. 22 7 20				
	改正前			改正後
付 則		付	則	
付則別表		付則別表		

#### |1 旧下蒲刈町の区域

1世帯又は1施設につき、次の割合で計算した額の合計額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

18リットルまでごとに	250円
つき	
くみ取り1回につき	400円

#### 2 旧川尻町の区域

1世帯又は1施設につき,次の割合で計算した額の合計額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

18リットルまでごとに	250円
つき	
くみ取り1回につき	400円

#### 3 旧音戸町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

(1) 定額制(普通便槽及び無臭便槽並びに 市長が別に定める地域に適用する。)

世帯者(1	普通便槽	月額500
歳未満の者		<u>円</u>
を除く。)	無臭便槽	月額500
1人につき		<u>円</u>

## 1 旧下蒲刈町の区域

1世帯又は1施設につき,次の割合で計算した額の合計額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

18リットルまでごとに	254円
つき	
くみ取り1回につき	407円

#### 2 旧川尻町の区域

1世帯又は1施設につき、次の割合で計算した額の合計額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

18リットルまでごとに	254円
つき	
くみ取り1回につき	407円

## 3 旧音戸町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

(1) 定額制(普通便槽及び無臭便槽並びに 市長が別に定める地域に適用する。)

世帯者(1	普通便槽	月額508
歳未満の者		<u>円</u>
を除く。)	無臭便槽	月額508
1人につき		<u>円</u>

	市長が別に	月額500
	定める地域	<u>円</u>
くみ取り1	普通便槽	475円
回につき	無臭便槽	778円
	市長が別に	1, 080
	定める地域	<u>円</u>

- 備考 世帯者数は、月の中途における変動の有無にかかわらず、当該くみ取りに係る月の1日現在におけるものとする。
- (2) 従量制(普通簡易水洗及び無臭簡易水洗,一般家庭以外の施設(事務所,学校その他これらに類するもので,多数の者が利用するものをいう。以下この表において同じ。)並びに市長が別に定める地域に適用する。)

18リットル	までごとに	250円
つき		
くみ取り1	普通簡易水	400円
回につき	洗	
	無臭簡易水	778円
	洗	
	一般家庭以	475円
	外の施設	
	市長が別に	1, 080
	定める地域	<u>円</u>

(3) パイプ加算(パイプを使用してくみ取りを行うものに適用する。ただし、市長が別に定める地域には適用しない。)

くみ取り1回につき <u>313円</u>

(4) ホース加算 (ホースを使用してくみ取りを行うものに適用する。)

くみ取り1	30メート	227円
回につき	ル以上10	
	0メートル	
	未満	
	100メー	335円
	トル以上	
	市長が別に	335円

	市長が別に	月額508
	定める地域	<u>円</u>
くみ取り1	普通便槽	<u>483円</u>
回につき	無臭便槽	792円
	市長が別に	1, 100
	定める地域	<u>円</u>

- 備考 世帯者数は、月の中途における変動の有無にかかわらず、当該くみ取りに係る月の1日現在におけるものとする。
- (2) 従量制(普通簡易水洗及び無臭簡易水洗,一般家庭以外の施設(事務所,学校その他これらに類するもので,多数の者が利用するものをいう。以下この表において同じ。)並びに市長が別に定める地域に適用する。)

18リットル	までごとに	254円
つき		
くみ取り1	普通簡易水	407円
回につき	洗	
	無臭簡易水	792円
	洗	
	一般家庭以	483円
	外の施設	
	市長が別に	1, 100
	定める地域	<u>円</u>

(3) パイプ加算(パイプを使用してくみ取りを行うものに適用する。ただし、市長が別に定める地域には適用しない。)

くみ取り<u>1回につき 318円</u>

(4) ホース加算 (ホースを使用してくみ取りを行うものに適用する。)

くみ取り1	30メート	231円
回につき	ル以上10	
	0メートル	
	未満	
	100メー	3 4 1 円
	トル以上	
	市長が別に	341円

# 定める地域

## 4 旧倉橋町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の 割合で計算した額の合計額(当該額に10 円未満の端数が生じたときは, その端数金 額を切り捨てるものとする。)とする。

(1) 定額制(普通便槽及び無臭便槽に適用 する。)

世帯者(1歳未満の者を	月額500
除く。)1人につき	<u>円</u>
くみ取り1回につき	5 4 0 円

備考 世帯者数は、月の中途における変 動の有無にかかわらず, 当該くみ取 りに係る月の1日現在におけるもの とする。

(2) 従量制(定額制を適用するものを除い たものに適用する。)

18リットルまでごとに		250円
つき		
くみ取り1	簡易水洗	400円
回につき	簡易水洗以	540円
	外	

(3) パイプ・ホース加算(パイプ又はホー スを使用してくみ取りを行うものに適 用する。)

くみ取り1回につき, 1	108円
0メートルを超えて10	
メートルまでごとに	

#### 5 旧蒲刈町の区域

1世帯又は1施設につき,次の割合で計 算した額の合計額(当該額に10円未満の 端数が生じたときは、その端数金額を切り 捨てるものとする。)とする。

18リットルまでごとに	250円
つき	
くみ取り1回につき	400円

#### 6 旧安浦町の区域

1世帯又は1施設につき,次の割合で計

定める地域

## 4 旧倉橋町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の 割合で計算した額の合計額(当該額に10 円未満の端数が生じたときは, その端数金 額を切り捨てるものとする。)とする。

(1) 定額制(普通便槽及び無臭便槽に適用 する。)

世帯者(1歳未満の者を	月額508
除く。) 1人につき	<u>円</u>
くみ取り1回につき	550円

備考 世帯者数は、月の中途における変 動の有無にかかわらず, 当該くみ取 りに係る月の1日現在におけるもの とする。

(2) 従量制(定額制を適用するものを除い たものに適用する。)

18リットルまでごとに		254円
つき		
くみ取り1	簡易水洗	407円
回につき	簡易水洗以	550円
	外	

(3) パイプ・ホース加算(パイプ又はホー スを使用してくみ取りを行うものに適 用する。)

くみ取り1回につき, 1	1	110円
0メートルを超えて10	)	
メートルまでごとに		

#### 5 旧蒲刈町の区域

1世帯又は1施設につき,次の割合で計 算した額の合計額(当該額に10円未満の 端数が生じたときは、その端数金額を切り 捨てるものとする。)とする。

18リットルまでごとに	254円
つき	
くみ取り1回につき	407円

#### 6 旧安浦町の区域

1世帯又は1施設につき,次の割合で計 算した額の合計額(当該額に10円未満の) 算した額の合計額(当該額に10円未満の) 端数が生じたときは、その端数金額を切り 捨てるものとする。)とする。

18リットルまでごとに	250円
つき	
くみ取り1回につき	400円

## 7 旧豊浜町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

#### (1) 従量制 (斎島地区以外の地区)

18リットルまでごとに	250円
つき	
くみ取り1回につき	400円

# (2) 従量制(斎島地区)

18リットルまでごとに	277.2
つき	<u>円</u>
くみ取り1回につき	400円

(3) ホース加算 (ホースを使用してくみ取りを行うものに適用する。)

くみ取り1回につき,5	5 1 円
0メートルを超えて20	
メートルまでごとに	

### 8 旧豊町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

#### (1) 従量制

18リットルまでごとに	250円
つき	
くみ取り1回につき	400円

(2) ホース加算 (ホースを使用してくみ取りを行うものに適用する。)

くみ取り1回につき, 5	5 1 円
0メートルを超えて20	
メートルまでごとに	

別表第2 (第32条関係)

1 し尿

端数が生じたときは、その端数金額を切り 捨てるものとする。)とする。

18リットルまでごとに	254円
つき	
くみ取り1回につき	407円

#### 7 旧豊浜町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

#### (1) 従量制(斎島地区以外の地区)

18リットルまでごとに	254円
つき	
くみ取り1回につき	407円

## (2) 従量制(斎島地区)

18リットルまでごとに	282円
つき	
くみ取り1回につき	407円

(3) ホース加算 (ホースを使用してくみ取りを行うものに適用する。)

くみ取り1回につき,5	5 1 円
0メートルを超えて20	
メートルまでごとに	

## 8 旧豊町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

#### (1) 従量制

18リットルまでごとに	254円
つき	
くみ取り1回につき	407円

(2) ホース加算 (ホースを使用してくみ取りを行うものに適用する。)

くみ取り1回につき, 5	5 1円
0メートルを超えて20	
メートルまでごとに	

別表第2(第32条関係)

1 し尿

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。ただし、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項の規定により公共下水道の供用を開始すべき日を公示した区域で、当該供用を開始した日から起算して3年を経過した区域の世帯については、当該経過した日の属する年度の翌年度(当該経過した日が年度の初日であるときは、当該年度)の4月分からは、くみ取り1回につき600円をこの合計額に加算した額とする。

(1) 定額制(従量制を適用するものを除いたものに適用する。)

世帯者 (1歳未満の者を	月額500
除く。) 1人につき	<u>円</u>
くみ取り1回につき	400円

- 備考 世帯者数は、月の中途における変動の有無にかかわらず、当該くみ取りに係る月の1日現在におけるものとする。
- (2) 従量制(事務所,学校その他これらに 類するもので,多数の者が利用するもの に適用する。)

18リットルまでごとに	250円
くみ取り1回につき	400円

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。ただし、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項の規定により公共下水道の供用を開始すべき日を公示した区域で、当該供用を開始した日から起算して3年を経過した区域の世帯については、当該経過した日が年度の初日であるときは、当該経過した日が年度の初日であるときは、当該年度)の4月分からは、くみ取り1回につきを11円をこの合計額に加算した額とする。

(1) 定額制(従量制を適用するものを除いたものに適用する。)

世帯者(1歳未満の者を	月額508
除く。)1人につき	<u>円</u>
くみ取り1回につき	407円

- 備考 世帯者数は、月の中途における変動の有無にかかわらず、当該くみ取りに係る月の1日現在におけるものとする。
- (2) 従量制(事務所,学校その他これらに 類するもので,多数の者が利用するもの に適用する。)

18リットルまでごとに	254円
<u>つき</u>	
くみ取り1回につき	407円

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

### (提案理由)

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い,所要の規定の整備をするため,この条例案を提出する。